

茨城県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

平成26年5月22日
茨城県規則第52号

改正 令和5年12月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「法」という。)の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(省令第5条第4項の規則で定める書類)

第2条 省令第5条第4項(省令附則第3条において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合に依りて当該各号に定める者が法第7条の報告に係る建築物の耐震診断の結果を証する書類及び当該耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類とする。

- (1) 木造以外の建築物でその延べ面積が1,000平方メートル以上のものである場合 建築物の耐震診断の結果及び耐震改修の計画の判定及び評価を行うための能力を有すると知事が認めた者
- (2) 前号の建築物以外の建築物である場合 省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者

2 前項の規定にかかわらず、令和4年3月31日以前に耐震診断を行った要安全確認計画記載建築物の所有者が法第7条の報告を行う場合に係る省令第5条第4項の規則で定める書類は、省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者が法第7条の報告に係る建築物の耐震診断の結果を証する書類その他耐震診断の結果を証するものとして知事が必要と認める書類及び当該耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類とする。

(省令第28条第2項の規則で定める書類)

第3条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、前条第1項第1号の知事が認めた者が、法第17条第1項の申請に係る建築物の耐震改修の計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合していることを証する書類とする。

(省令第33条第1項並びに第2項第1号及び第2号の規則で定める書類)

第4条 省令第33条第1項の規則で定める書類は、建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第

1項に規定する建築士が、法第22条第1項の申請に係る建築物について、建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第16項の検査済証の交付後も耐震関係規定に適合していることを証する書類とする。

2 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、第2条第1項第1号の知事が認めた者が、法第22条第1項の申請に係る建築物の耐震診断の結果について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項及び第25条第2項の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準(平成25年国土交通省告示第1062号。以下「国土交通省基準」という。)に適合していることを証する書類とする。

3 省令第33条第2項第2号の規則で定める書類は、省令第5条第1項第1号又は第2号に掲げる者が、法第22条第1項の申請に係る建築物について、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第16項の検査済証の交付後も国土交通省基準に適合していることを証する書類とする。

(省令第37条第1項第3号の規則で定める書類)

第5条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、第2条第1項第1号の知事が認めた者が、法第25条第1項の申請に係る区分所有建築物について、前条第2項に規定する国土交通省基準に適合していないことを証する書類とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和5年規則第58号)

この規則は、令和5年12月1日から施行する。